

### 静岡県選挙管理委員会規程第3号

静岡県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月27日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

静岡県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

静岡県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年静岡県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(電子情報処理組織による申請等) 第3条 (略)	(電子情報処理組織による申請等) 第3条 (略) <u>(情報通信技術による手数料の納付)</u> <u>第3条の2 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する委員会の定める方法は、同条第1項</u> <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第8号に</u> <u>規定する申請等にあつては同法第6条第1項)</u> <u>の規定により行われた情報通信技術利用条例第</u> <u>3条第5項に規定する申請等により得られた納</u> <u>付情報により納付する方法とする。</u>
(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 (略)	(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行する。